

様式第三（第5条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容

人の力を補うため原動機を用いる三輪の自転車（以下「**駆動補助機付三輪自転車**」という。）であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを使用して貨物を運送することを内容とする新事業活動（産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「**法**」という。）第2条第3項に規定する新事業活動をいう。）について法第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する新事業活動計画（別紙1の(1)から(4)までのいずれにも該当するものに限る。）に従って実施する当該新事業活動において貨物を運送するために使用される**駆動補助機付三輪自転車**（以下「**特定駆動補助機付三輪自転車**」という。）に対する道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3の規定の適用については、同条中別紙2の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とします。

2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し

平成26年4月下旬頃

3. その他

- (1) 新事業活動計画の認定に当たっては、当該計画が別紙1の(1)から(4)までに該当するかどうか確認する必要があることから、当該計画には、法第10条第3項第4号に該当する事項として、別紙1の(1)から(4)までにに関する内容を具体的に記載してください。
- (2) 別紙1の(1)の試験の結果については、操作性、安定性、人の力を補うために用いる原動機及び制動装置の性能等について確認することとしています。
- (3) 新事業活動を実施する者には、**特定駆動補助機付三輪自転車**に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への速やかな報告を求めます。
- (4) 新たな規制の特例措置の整備に係る内閣府令の制定に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募手続を行う必要があり、当該意見公募手続の結果等によっては、新たな規制の特例措置の内容及び整備時期について変更があり得ます。

- (1) 当該新事業活動を実施しようとする者又は特定駆動補助機付三輪自転車の製作若しくは販売を行う者が道路以外の場所において行った試験の結果に基づき、別紙 2 の表により読み替えて適用される道路交通法施行規則第 1 条の 3 に定める基準に該当することが確認できる駆動補助機付三輪自転車を使用されるものであること。
- (2) 当該新事業活動に従事する運転者に対する特定駆動補助機付三輪自転車の運転に関する技能及び知識の指導その他の特定駆動補助機付三輪自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育が行われるものであること。
- (3) 特定駆動補助機付三輪自転車の運行計画及び運転の状況に関する記録の作成その他特定駆動補助機付三輪自転車の安全な運転に必要な業務を適切に行うための体制が整備されているものであること。
- (4) 特定駆動補助機付三輪自転車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が定められているものであること。

速度 二	速度 二（牽引されるための装置を有するリヤカー（以下「被牽引装置付リヤカー」という。）を牽引する場合にあつては、三）（注）
減じた数値	減じた数値（被牽引装置付リヤカーを牽引する場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値）（注）
二 原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。	<p>二 被牽引装置付リヤカーを牽引しているかどうかにかかわらず、原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>三 積載物を積載した被牽引装置付リヤカーを牽引する場合においても、交通の危険を生じさせるおそれがないと認められる性能を有する制動装置を備えていること。</p>

注 人の力を補うために用いる原動機は、被牽引装置付リヤカーを牽引していない場合には人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率がこの表による読み替えを行わない現行の道路交通法施行規則第 1 条の 3 第 1 号口に規定された比率以下となるものであることが必要です。

